Z-LANサービス加入契約約款

株式会社 ZTV

Z—LANサービス加入契約約款

株式会社ZTV（以下「当社」という。）と、当社が行うサービス（以下「Z－LANサービス」という。）の提供を受ける者（以下「加入者」という。）との間に締結される契約（以下「加入契約」という。）は、以下の条項によるものとします。

第1条 Z－LANサービス

当社の提供するZ－LANサービスは、次のとおりとします。

サービス名	内容
Z－LANインターネットサービス	加入者回線部分を複数の加入者にて媒体共用するLAN型のベストエフォートサービス
ZTVホスティングサービス	WWW サーバ上に、ホームページを開設する等の方法により情報発信が可能となるサービス

2. 当社が提供するZ－LANサービスは、電気通信事業法（以下「事業法」という。）第9条に基づき総務大臣の登録を受けた区域において提供します。

第2条 Z-LAN サービスの品目

当社が提供するZ－LANサービスには、以下の品目があります。

サービス名	品目
Z－LANインターネットサービス	3M
	8M
	30M
	40M
	100M
	160M
ZTV ホスティングサービス	Z 1
	Z 2
	カスタマイズ

第3条 契約の単位

Z－LANインターネットサービスに係る加入契約は、加入者回線１回線毎に1の契約を締結します。この場合、加入者は1の契約につき1人に限ります。

2. ZTV ホスティングサービスに係る加入契約は、1のURL毎に1の契約を締結します。この場合、加入者は、1の契約につき1人に限ります。

第4条 契約の成立

加入契約は加入申込者が、予め本約款を承認し当社所定の加入契約申込書に必要事項を記入・捺印の上、

これを提出し当社が承諾したときに成立するものとします。
2. 当社は加入契約申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。
（1）加入申込者が、本約款上請求される諸料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合。
（2）その他加入申込者が、本約款に違反するおそれがあると認められる場合。
（3）Ｚ－LANサービスを提供するために必要となる電気通信設備（ヘッドエンドからケーブルモデム（当社の電気通信回線の終端に位置し、加入者設備との間で電気信号の変換機能を有する電気通信機器）に至るまでの施設（以下「本施設」という。））の構築が困難であると判断される場合。
（4）加入申込者が未成年であり法定代理人の同意を得ていない場合。
（5）その他当社の業務の遂行上著しい支障がある場合。
3. 加入者は、加入契約の締結について、地主、家主その他利害関係人があるときには、予め必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。
4. 当社は、社団法人　日本ネットワークインフォメーションセンターの規定に従い、決められた場所に契約内容の一部を登録し、公開します。
5. ZTV ホスティングサービスは、別途「ZTV ホスティングサービス契約約款」が適用されます。

第5条　契約の有効期限

契約の有効期限は、契約成立月の翌月から１年間とします。ただし、契約期間満了の30日前までに当社、加入者いずれからも、何等の意思表示も無い場合は、契約期間を１年間延長するものとし、以後これに準ずるものとします。
2. 契約の最低利用期間は利用料金の課金開始月より3ヶ月間とします。
3. 当社は、前項の他 Z-LAN サービスの品目毎に利用約束期間を定めることがあります。
4. 加入者は、本条第２項の最低利用期間内に解約を行う場合は、残余期間の利用料金を一括して支払うものとし、第３項の利用約束期間内に解約を行う場合は、Ｚ－LAN別表１に定める料金を一括して支払うものとします。ただし、転居等やむを得ないと当社が判断する場合は、この限りではありません。

第6条　加入契約料

加入者は、加入契約料としてＺ－LAN別表１に定める料金を当社に支払うものとします。
2. 当社は、経済環境の変動に従い加入契約料を改定することがあります。
3. 当社は、加入者が一度支払った加入契約料の払い戻しはいたしません。

第7条　加入契約の撤回等

加入申込者は、加入申込み日から起算して８日を経過するまでの間、書面によりその申込みの撤回または当該加入契約の解除（以下「加入申込みの撤回等」という。）を行うことが出来ます。
2. 前項の規定による加入申込みの撤回等は、同項の書面を発行した時にその効力を生じます。
3. 本条第１項の規定により加入申込みの撤回等を行った加入者は、加入金の還付を請求することが出来ます。ただし、加入の意思がないにもかかわらず加入申込みを行う等悪質の意思をもって加入申込みを行った場合、加入申込みをした加入者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められる時は、この限りではありません。

4. 前項の規定にかかわらず加入契約後、引込工事、通信対応工事等が着工済み、また完了済みの場合には加入者はその工事等に要した全ての費用を負担するものとします。

第8条　利用料金

加入者はZ－LAN別表1に定める利用料金を当社に支払うものとします。

（1）基本利用料金

利用料金は当月利用料金を当月に支払うものとします。

（2）オプション利用料金

利用料金は当月利用料金を当月に支払うものとします。（オプション利用料金は、オプションサービスを開始した日の属する月の翌月から開始するものとします。ただし、オプションサービスを開始した月の当月内に当該オプションサービスを解約した場合、その利用料金は翌月に支払うものとします。）

2. 当社は、社会経済情勢の変化、提供するZ－LANサービスの内容の変更に伴い利用料金の改定をすることがあります。その場合は、改定の1ヵ月前までに当該加入者に通知します。

第9条　同時加入に伴う基本利用料金の割引

当社は、以下に定める条件を全て満たす場合、別表1に定める利用料金の割引を適用するものとします。

（1）Z-LAN サービスの基本利用料の支払いが行なわれている。

（2）当社が提供するケーブルプラス電話サービスに加入し、基本利用料金の支払いが行なわれている。

（3）（1）（2）で定める加入契約の加入者と利用する施設、利用料金の支払いが同一である。

2. 前項の適用は1つの加入契約に限り1つの適用とします。

3. ケーブルプラス電話サービスの基本利用料金が日割りにて請求する場合は、割引の適用は行ないません。

第10条　品目の変更

加入者は、Z－LANサービスの品目の変更の請求をすることができます。

2. 加入者は、前項の規定において品目を変更しようとする場合、事前に当社へその旨を届出書により申し出るものとします。

3. 加入者は、品目の変更に要する、変更手数料としてZ－LAN別表2に定める料金を当社に支払うものとします。

4. 加入者は、品目の変更をした場合、変更した月の利用料金は、変更前の品目の利用料金を支払うものとします。

第11条　施設の設置および費用負担、施設の所有関係

本施設の設置工事ならびに保守は、当社または当社の指定する業者が行うものとします。

2. 当社は、本施設のうち、ヘッドエンドからタップオフまでの施設の設置に要する費用については、原則として当

社が負担するものとします。ただし、既設の幹線設備より幹線分配・幹線延長工事およびその他の施設設置を必要とする場合には、当社が別に定めた基準によってその超過分を加入者に負担して頂くことがあります。

3. 加入者は、本施設のうち、タップオフから保安器まで同軸ケーブルを敷設する工事（以下「引込工事」という。）に要する費用を負担するものとします。

4. 加入者は、本施設のうち保安器の出力端子以降の施設の設置に要する費用（以下「通信対応工事」という。）を負担するものとします。また、宅内の配線の状況によって追加工事が必要な場合は、追加工事に要する費用も加入者が負担するものとします。

5. 当社は、本施設のうちヘッドエンドから保安器までの施設を所有するものとします。

6. 当社は、加入者が加入契約後、Z－LANサービスの利用に至らない場合があっても、加入者が負担した金額の払戻しはいたしません。また、自営柱の建柱、ケーブルの地下埋設等を実施した場合においても同様とします。

7. 当社は、分配・配線の追加等により、加入者が加入者以外の第三者に当社のZ－LANサービスを提供することを禁止します。

第12条　ケーブルモデムなどのレンタル

当社は加入者にケーブルモデムをレンタルするものとします。そのレンタル料金は基本利用料金に含むものとします。

2. 加入者は、ケーブルモデムを本来の用法に従い、善良な管理者の注意を以って使用するものとします。

3. 加入者は、加入契約終了時にはケーブルモデムを返還するものとし、加入者の故意、過失によるケーブルモデムの故障、破損、紛失などの場合は、Z－LAN別表2に定める料金を当社に支払うものとします。

4. 当社はケーブルモデムに故障が生じた場合、無償にてその修理、交換その他必要な措置を講ずるものとします。

5. 加入者は、ケーブルモデムに故障が生じた場合、ただちにその旨を当社に通知するものとします。前項の調査の結果、当社のケーブルモデムに故障のないことが明らかになった場合は、加入者は、当社に対し、当該調査に要した費用を支払うものとします。

6. 加入者は、ケーブルモデムの性能、機能が不完全であったり、通常の使用上障害になると認められる外観上の瑕疵がある場合を除き、当社へケーブルモデムの交換を請求できないものとします。

7. 付属品の破損、紛失等の場合は、加入者はZ－LAN別表2に定める料金を当社へ支払うものとします。

8. 加入者は、次の各号の行為はできません。万一、加入者が違反した場合、当社は契約の解除および損害金を請求する権利を有します。

（1）本来の用法によらない方法で、当社のZ—LANサービスを不正に受けたり、受けようとすること。

（2）ケーブルモデムを転貸、譲渡、質入等すること。

（3）ケーブルモデムを定められた場所から移動したり、接続変更すること。

（4）ケーブルモデムを分解したり、変更を加えること。

9. 当社は、ケーブルモデムの老朽化または性能が劣化した場合、あるいは技術的条件等の変更によりケーブルモデムの変更が必要となった場合、当社の費用負担によりケーブルモデムを取り替えまたは改修することができるものとし、加入者はこれに協力するものとします。

10. 加入者は、加入者の故意、過失、第三者の行為または不可抗力によるケーブルモデムの損傷、紛失等の場合、直ちに当社に申し出るものとし、その修理、復旧に要したすべての費用を当社に支払うものとします。

11. 返還までに生じたき損、盗難、滅失について、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、加入者は当

社に対してZ－LAN別表2に定める料金を当社に支払うものとします。

12．加入者は、当社が必要に応じて行うケーブルモデムのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

第13条　設置場所の無償使用

当社は、本施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。

第14条　Z－LANサービス利用にかかわる加入者の義務

加入者は、次のことを守って頂きます。

（1）当社が本契約に基づき設置した本施設を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

（2）ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるときまたは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

（3）通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

（4）当社が、業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、本施設に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

（5）当社が本契約に基づき設置した本施設を善良な管理者の注意をもって保管すること。

（6）加入者は、Z－LANサービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

①当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。

②当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。

③当社もしくは第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社もしくは第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用をき損する行為。

④詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為。

⑤わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為。

⑥薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為。

⑦無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、これを勧誘する行為。

⑧当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為。

⑨第三者になりすましてZ－LANサービスを利用する行為。

⑩ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為。

⑪無断で当社もしくは第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社もしくは第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為。

⑫当社もしくは第三者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える

行為、または与えるおそれのある行為。

⑬違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為。

⑭違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為。

⑮人の殺人現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上当社もしくは第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為。

⑯人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。

⑰その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為。

⑱犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、当社もしくは第三者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者として掲載等させることを助長する行為。

⑲その他、公序良俗に違反し、または当社もしくは第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為。

⑳Z－LANサービスの運営を妨げる行為。

2. 加入者は、前項の第1号から第5号の規定に違反して本施設を亡失しまたはき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。

3. 加入者が当該加入者の家族その他の者（以下「関係者」という。）に利用させる目的で、かつ当該関係者のZ－LANサービスの利用に係る利用料金の負担に合意して加入契約を締結したときは、当該加入者は、当該関係者に対しても、加入者と同様に本約款を遵守させる義務を負うものとします。

4. 前項の場合、加入者は、当該関係者が本条各号に定める禁止事項のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該加入者の行為とみなして、本約款の各条項が適用されるものとします。

第15条　情報等の削除等

当社は、加入者によるZ－LANサービスの利用が第14条（Z－LANサービス利用にかかわる加入者の義務）第1項第6号に該当する場合、当該利用に関し第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由でZ－LANサービスの運営上不適当と当社が認めた場合は、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

（1）第14条（Z－LANサービス利用にかかわる加入者の義務）第1項第6号に該当する行為をやめるように要求します。

（2）第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。

（3）加入者に対して、表示した情報の削除を要求します。

（4）事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます。

2. 前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第16条　Z－LANサービスの利用制限

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる

機関が利用しているZ－LANサービス（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のZ－LANサービスの利用を中止する措置をとることがあります。

機関名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 警察機関（海上保安庁の機関を含みます。以下同じとします。） 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給に直接関係がある機関 選挙管理機関 新聞社、放送事業者および通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国または地方公共団体の機関

2. 通信が著しくふくそうしたときまたはその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
3. 当社は、加入者もしくは第三者が平均的な利用を著しく上回る大量の通信量（トラフィック）を継続して発生させ、本施設に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に支障を与える行為があった場合、または加入者もしくは第三者による迷惑メール等送信行為があった場合、通信の利用を制限することがあります。

第17条　修理または復旧の順位

当社は、当社の設置した本施設が故障し、または滅失した場合に、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第16条（Z－LANサービスの利用制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってそのZ－LANサービスにかかわる電気通信設備を修理し、または復旧します。この場合において、第1順位および第2順位の電気通信設備は同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関が利用するもの 水防機関が利用するもの 消防機関が利用するもの 災害救助機関が利用するもの 秩序の維持に直接関係がある機関が利用するもの 防衛に直接関係がある機関が利用するもの 海上の保安に直接関係がある機関が利用するもの 輸送の確保に直接関係がある機関が利用するもの

	通信役務の提供に直接関係がある機関が利用するもの 電力の供給に直接関係がある機関が利用するもの
2	水道の供給に直接関係がある機関が利用するもの ガスの供給に直接関係がある機関が利用するもの 新聞社等の機関が利用するもの 金融機関が利用するもの その他重要通信を取り扱う国または地方公共団体の機関が利用するもの
3	第1順位および第2順位に該当しないもの

第18条　料金の支払方法

加入者が当社に支払う費用の支払方法は、当社指定の口座振替もしくはクレジットカード支払いとしこれ以外の方法により支払う場合は双方の合意に基づく方法によるものとします。

2. 加入者は、通信対応工事完了後に「加入契約料」、「引込工事費」、「通信対応基本工事費」および「利用料金」を当社が指定する期日（金融機関が休日の場合には翌営業日）に、加入契約申込書記載の支払い方法により支払うものとします。ただし、通信対応工事で追加工事が発生した場合は、施行した工事業者に「追加工事費」を直接支払うものとします。
3. 当社は、加入者が当社に支払う料金について、原則として請求書および領収書の発行は行わないものとします。
4. 加入者は、前項の料金を当社の承諾を得た上で、第三者に支払わせることができるものとします。

第19条　Z－LANサービス提供の停止による賠償責任

当社は、Z－LANサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、そのZ－LANサービスが全く利用できない状態（その Z-LAN サービスの通信に著しい支障が生じ、そのZ－LANサービスを全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）にあることを加入者が当社に通知した時刻（その前にそのことを当社が知ったときは、その知った時刻。）から起算して24時間以上その状態が継続したときに限り、その加入者の損害を賠償します。ただし、当社は次の場合、Z－LANサービス提供の停止に基づく損害等について賠償等一切の責任は負わないものとします。

（1）天災、事変、非常事態、法令上の制限、停電。

（2）その他当社の責に帰することのできない事由。

2. 前項の場合において、当社は、Z－LANサービスが全く利用できない状態にあることを加入者が当社に通知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間毎に日数計算し、その日数に対応するそのZ－LANサービスに係る1日分の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
3. 前項に規定する1日分の料金は、Z-LAN 別表1に定める月額利用料金を30で除して得た額とします。
4. 前項の規定により計算して得た額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。
5. 本条第1項に規定する損害賠償の事由が発生した日から起算して6ヶ月を経過しても加入者からの損害賠償の請求がないときは、当社は、損害賠償に応ずべき義務を免れるものとします。

第20条　Z－LANサービス提供の停止による賠償責任の免責

当社は、加入者がZ－LANサービスの利用に関して損害を被った場合でも、第19条（Z－LANサービス提供の停止による賠償責任）の規定によるほか、何らの責任も負いません。

第21条　保守責任免責事項

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。なお、加入者はその施設の維持管理の上で必要な場合には、やむを得ずZ－LANサービス提供が一時的に停止することがあることを承認するものとします。

2. 当社は、次の場合には、Z－LANサービスの利用を中止することがあります。

（1）当社本施設の保守上または工事上やむを得ないとき。

（2）第16条（Z－LANサービスの利用制限）の規定により、Z－LANサービスの利用を中止するとき。

3. 当社は、前項の規定によりZ－LANサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを加入者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

4. 当社は、加入者から本施設に異常がある旨、申し出があった場合は、これを調査し必要な処置を講ずるものとします。ただし、保安器の出力端子以降の施設および加入者設備（ケーブルモデムを除く。）に起因する事項の場合は、加入者の責任とし修復に要する費用は加入者の負担とします。

5. 当社の保安責任範囲は、ヘッドエンドから保安器までとし、その施設に故障等事故が生じた場合の修復に要する費用は当社の負担とします。

6. 加入者は、当社または当社の指定する業者が設備の調査、点検、修理などを行う場合、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等への出入りについて便宜を供与するものとします。

7. 当社は、本施設の工事に当たって、加入者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

8. 当社は、本約款等の変更により自営端末設備（加入者が設置する端末設備。）の改造または変更（以下この条において「改造等」という。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件の変更により、現にZ－LAN回線に接続されている自営端末設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定にかかわる部分に限り負担します。

9. 加入者の故意または過失により、ヘッドエンドから保安器までの施設に故障が生じた場合には、その施設の修復に要する費用を加入者が負担するものとします。

第22条　自営端末設備に異常がある場合等の検査

当社は、本施設に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他Z－LANサービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、加入者は正当な理由がある場合その他事業法第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾するものとします。

2. 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

3. 本条第1項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、その自営端末設備を本施設から取り外しをするものとします。

第23条　一時停止および再開

加入者は、Z－LANサービスの一時停止を希望する場合、事前に当社にその旨を届出書により申し出るものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合も同様に届出書により申し出るものとします。

2. 一時停止期間中の料金は、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月までの期間の利用料金を無料とします。なお、停止した日の属する月の料金は、日割り計算による精算はいたしません。

3. 加入者は、一時停止期間中はケーブルモデムを当社に返還するものとします。また、ケーブルモデムの取外しならびに再開時の取付けに伴う工事費は加入者が負担するものとします。

4. 加入者は、Z－LANサービス開始月もしくは再開月と、その翌月から3ヶ月間は一時停止を行えないものとします。ただし、当社が認める場合はこの限りではありません。

5. 利用約束期間内に一時停止を行う場合は、利用約束期間から一時停止の期間を除外するものとします。

6. 本条第1項の一時停止期間は、最長6ヶ月とします。ただし、加入者が、停止期間の延長をあらかじめ申し出て、当社が承諾した場合、停止期間を延長できるものとします。

7. 加入者はZ－LANサービスの再開を希望する場合、事前に当社へその旨を届出により申し出るものとします。

8. 加入者の一時停止および再開に関する料金は次の通り取扱うものとします。

（1）引込線の撤去を伴う場合、再開時にZ－LAN別表2に定める料金を当社に支払うものとします。

（2）引込線の撤去を伴わない場合、料金の支払いは必要ありません。

9. 当社は、本条第1項から第3項まで全ての手続きの完了をもって一時停止の成立とします。

第24条　設置場所の変更

加入者は、次の場合に限り引込線およびケーブルモデムの設置場所を変更できるものとします。

（1）変更先が同一建物内および同一敷地内。

（2）変更先が当社の業務区域内でかつ当社の定める技術基準に適合する場合。

2. 設置場所の変更に要する引込線およびケーブルモデムの移設工事は、当社または当社の指定する業者が行うものとします。

3. 前項の変更に要する費用はすべて加入者の負担とします。

第25条　名義変更

加入者は、加入契約の名義を変更できるものとします。

2. 加入者は、前項の規定において名義を変更しようとする場合、事前に当社へその旨を届出書により申し出るものとします。

3. 加入者は、相続以外の名義変更の場合、名義変更手数料としてZ－LAN別表2に定める料金を当社に支払うものとします。

第26条　権利譲渡等の禁止

加入者は、第25条（名義変更）による場合を除き、Z－LANサービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れまたはレンタルすることはできません。

第27条　加入契約申込書記載事項の変更

加入者は、加入契約申込書記載事項（口座変更および料金の支払い方法変更）およびZ－LANサービス内容の変更を希望する場合、事前に当社にその旨を届出書により申し出るものとし、当社はそれを承諾した場合速やかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供するものとします。

2. 加入者が前項の規定により変更する場合、当社は第4条（契約の成立）の規定に準じて取扱うものとします。

第28条　加入者が行う解約

加入者は、第5条（契約の有効期限）第2項に定める最低利用期間または第3項に定める利用約束期間の経過後、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の30日前までに当社にその旨を届出書により申し出るものとします。

2. 加入者は、解約日の属する月まで利用料金を支払うものとします。また、日割り計算による精算はいたしません。
3. 解約の場合、加入契約料の払い戻しはいたしません。
4. 解約の場合、当社は当該加入者宅への保安器、引込線、ケーブルモデムを撤去するものとし、加入者はZ－LAN別表２に定める料金を当社に支払うものとします。なお、撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物などの復旧を要する場合、加入者においてその復旧費用も負担するものとします。
5. 解約におけるケーブルモデムの返還については、第12条（ケーブルモデムなどのレンタル）に準ずるものとします。
6. 当社は、本条第2項から第5項まで全ての手続きの完了をもって解約の成立とします。
7. 当社は、加入者が社団法人日本ケーブルテレビ連盟の「加入者相互紹介制度」参加会社のエリア内へ転居する場合で、加入者が希望した場合は、転居先のケーブルテレビ会社に加入契約料免除で加入することが出来る証明書を発行します。

第29条　当社が行う停止および解除

当社は、加入者または第18条（料金の支払方法）第4項の第三者が、次のいずれかに該当する場合は、催告の上Z－LANサービスの提供の停止、電磁的記録の削除あるいは加入契約を解除することができるものとします。ただし、加入者の都合により当社から加入者に対する催告が到達しない場合は、催告なしにZ－LANサービスの提供を停止あるいは加入契約を解除することができるものとします。

（1）利用料金の支払い遅延があったとき。
（2）破産、競売、民事再生、会社更生の申立て等があったとき。
（3）差押、仮差押、仮処分、強制執行、租税滞納処分その他これに準ずる処分をうけたとき。
（4）本約款に違反する行為があった場合。
（5）第15条（情報等の削除等）の規定に違反して当社の催告を受けたにもかかわらず改善しないとき。
（6）本施設に、自営端末設備、他社接続回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
（7）第22条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を本施設から取り外さなかったとき。

（8）前各号のほか、本約款の規定に違反する行為であって、Ｚ－LANサービスに関する当社の業務の遂行または当社の本施設に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2. 前項の場合、加入者は当社がZ－LANサービスの停止あるいは契約の解除をした日の属する月までの利用料金を含む未払いの料金（以下「未納料金」という。）を支払うものとします。
3. 当社は、本条第1項の規定により加入者へのZ－LANサービスを停止した後、催告により当社が指定した解除期日までに未納料金の支払いが確認できない場合は、加入契約を解除するものとします。
4. 電力・電話の無電柱化等、やむを得ない事情により本施設の変更を余儀なくされ、かつ本施設の代替構築が困難な場合、当社は加入者に予め理由を説明した上で、加入契約を解除できるものとします。
5. 加入者は、Ｚ－LANサービスの提供を停止され解除となった場合、直ちに約款による全ての権利を失います。
6. 当社は、本条第1項による解除の場合、当該加入者へ設置した保安器、引込線、ケーブルモデムを撤去するものとし、加入者はZ－LAN別表2に定める料金を当社に支払うものとします。なお、撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物などの復旧を要する場合、加入者においてその復旧費用も負担するものとします。
7. 解除におけるケーブルモデムの返還については、第12条（ケーブルモデムなどのレンタル）に準ずるものとします。
8. 当社は、前項の規定によりZ－LANサービスの提供の停止、電磁的記録の削除あるいは加入契約を解除しようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を加入者に通知します。

第30条　アカウント及びパスワードの管理

当社は、契約の成立に伴い加入者に仮認証キー・仮認証パスワードを付与します。加入者は、当社指定のホームページ上よりアカウント（メールアカウント・FTP アカウント）、パスワードを自ら設定、変更するものとします。

2. 加入者は、アカウントおよびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。
3. 加入者は、パスワードの喪失、盗難が判明した場合には速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には当社は当該アカウントによるサービスの提供を停止します。ただし、第三者の不正使用により加入者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 加入者が第28条（加入者が行う解約）の規定により加入契約を解約する場合、もしくは第29条（当社が行う停止および解除）の規定により加入契約が当社により解除された場合、利用終了日以降、当該加入者はアカウントとパスワードを利用する権利を失うものとします。

第31条　ＷＥＢメールの内容

ＷＥＢメールを利用する加入者は、ウェブブラウザ上でＺ－ＬＡＮインターネットサービスに係る電子メールを確認かつ送受信できる機能を利用することができます。

第32条　Ｚ－ＬＡＮワープの内容

Ｚ－ＬＡＮワープを利用する加入者は、Ｚ－ＬＡＮインターネットサービスに係る電子メールを加入者が指定するメールアドレスに転送する機能を利用することができます。

第33条　メールウィルスチェックサービスの内容と免責事項

メールウィルスチェックサービスを利用する加入者は、加入者のメールまたはメーリングリストの送受信時に当該メールに含まれるウィルス（以下「メールウィルス」という。）について、当社がその時点で妥当と判断する基準(以下、本条において「基準」という。)に基づき、当社サーバにてメールウィルスを除去し、安全度の高いメール送受信を行うことができます。

２．その時点で当社の基準に該当せず、当社サーバにて除去することができなかったメールウィルスおよびメール以外の手段により頒布されるウィルスによってメールウィルスチェックサービスを利用する加入者および第三者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

３．当社は、メールウィルスチェックサービスの完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる保証もするものではなく、その利用によるメール（添付ファイルを含む。）の損失等、メールウィルスチェックサービスを利用する加入者および第三者が損害を被った場合について、一切責任を負わないものとします。

第34条　迷惑メール対策の内容と免責事項

迷惑メール対策を利用する加入者は、加入者の承諾なく一方的に送信される電子メールや一般的に不快感、嫌悪感を抱かせる内容の電子メール等を当社がその時点で妥当と判断する基準（以下、本条において「基準」という。）と迷惑メール対策を利用する加入者が自ら設定した条件に基づき、迷惑メールを当社サーバにて、自動的に判別することができます。

２．迷惑メール対策では、迷惑メール対策を利用する加入者の設定により、迷惑メールと判別されたメールの一部（件名、その他）に識別情報を付加した上で配送する設定や当社サーバ上での隔離を受ける設定（一定期間で削除）を行うことができます。

３．当社は、迷惑メール判別の精度のほか、迷惑メール対策の完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる保証もするものではなく、その利用によって迷惑メール対策を利用する加入者および第三者が被害を被った場合、一切責任を負わないものとします。

第35条　Ｚ－ＬＡＮ無線オプションサービスの内容と免責事項

Ｚ－ＬＡＮ無線オプションサービスを利用する加入者は、無線内蔵ケーブルモデム（以下、本条において「本機器」という。）を使用して、無線LANの通信を行うことができます。

２．無線LANの通信を利用するには、無線LANの規格（IEEE802.11b/g/n、IEEE802.11a/n）に対応した無線LANアダプタ（無線LANカード等）との接続設定が必要となります。

３．無線LANの通信は、建物の構造、隣接する無線機器との干渉、妨害ノイズの影響を受け利用できない場合があります。

４．無線LANの通信は、第三者に通信の中身を盗み見られたり、不正侵入されたりする危険性を伴うため、セキュリティ（暗号化方式）設定を加入者の責任と判断において行う必要があります。

５．当社は、本機器等の使用又は管理に起因したいかなる損害についても加入者がその責任においてこれを処理、解決するものとし、一切責任を負わないものとします。

第36条　個人情報保護

当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、当社が定める個人情報の保護に関する基本方針および放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号）に基づくほか、当社が前記指針第28条に基づいて定める個人情報の保護

に関する宣言(以下「宣言」という。)および本約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

2. 当社の宣言には、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これを当社のホームページ(http://www.ztv.co.jp)において公表します。

3. 当社は、保有する加入者個人情報を以下の目的のために利用し、目的の達成に必要な範囲において加入者個人情報を取扱うと共に正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

(1)Z－LANサービス契約の締結。

(2)Z－LANサービス料金の請求。

(3)Z－LANサービスに関する情報の提供。

(4)Z－LANサービスの向上を目的とした加入者調査。

(5)ケーブルモデムの設置およびアフターサービス。

(6)Z－LANサービスの利用状況等に関する各種統計処理。

(7)Z－LANサービスおよび当社が提供するその他のサービス(ZTV、ケーブルプラス電話、Z－PHONEなど)を行う上でその業務上必要な場合。

(8)業務の一部を当社が別途指定する者(金融機関、配送業者、工事業者および行政機関)に委託する場合。

(9)警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法律等に基づき情報開示請求が書面でなされた場合には、当社が必要と認めた場合のみ個人情報の開示を行います。

第37条　定めなき事項

本約款に定めなき事項、あるいは疑義が生じた場合は、当社および加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

第38条　管轄裁判所

当社は、加入契約により生じる一切の紛争等については津地方裁判所または津簡易裁判所を管轄裁判所とします。

第39条　約款の改正

当社は、本約款を変更することがあります。改正後の約款は当社のホームページ(http://www.ztv.co.jp)において公表します。この場合、加入者は改正後の約款の適用をうけます。

付則

(1)当社は特に必要があるときには、本約款に特約を付することができるものとします。

(2)本約款は、平成26年4月1日より施行します。

クレジットカード支払いに関する特約

1. 加入者は、加入者が支払うべき加入契約料、引込工事費、通信対応基本工事費および利用料金等(以下「利用料金等」という。)を、当社が指定するクレジットカードで各クレジットカード会社の規約に基づい

て支払うものとします。

２．利用料金等を ZTVCARD で支払う場合、「クレジットカード支払い規約」が適用されるものとします。

Z－LAN別表1

料　金　表

1．初期導入費用

項目	料金
加入契約料	35，000円（税込37，800円）
引込工事費	15，000円（税込16，200円）
通信対応基本工事費	15，000円（税込16，200円）

■ 当社別サービスに加入済みの場合は、加入契約料と引込工事費は不要です。
■ サービス提供の開始以前に予約募集期間を設けるなど特別割引を行う場合、初期導入費用はこれによらないものとします。
■ 通信対応基本工事は、宅内の配線の状況によっては追加工事（別途費用）が必要な場合があります。

2．Z－LANインターネットサービス基本利用料金

＜標準コース＞

品目	月額利用料金	最大通信速度	標準機能
8M	3，000円 （税込3，240円）	下り　8Mbps 上り　1Mbps	・IP　1個（グローバルアドレス）を動的に割当 ・アカウント3個 （メール受信容量50Mbyte/1アカウント　） （WEB 容量100Mbyte/1アカウント） （メールウィルスチェックサービス/1アカウント）
30M ※1	3，500円 （税込3，780円）	下り　30Mbps 上り　1Mbps	
40M	4，500円 （税込4，860円）	下り　40Mbps 上り　5Mbps	
160M ※1	4，800円 （税込5，184円）	下り　160Mbps 上り　5Mbps	

■ 上記コースは、津放送局、東紀州放送局、彦根放送局、滋賀放送局、近江八幡支局、新宮放送局、日高川支局エリアでのサービス提供となります。
■ 全てのサービスは、ベストエフォート型でのご提供となっております。表記速度は最高速度であり、保証されるものではありません。
■ ケーブルモデムのレンタル料金を含みます。
※1　本品目は、津放送局、東紀州放送局、彦根放送局（高島市朽木エリアを除く）、滋賀放送局、近江八幡支局、新宮放送局エリアでのサービス提供となります。

＜長期契約コース＞

品目	月額利用料金	最大通信速度	標準機能
3M（3年約束） ※1	1，800円 （税込1，944円）	下り　3Mbps 上り　1Mbps	・IP　1個（グローバルアドレス）を動的に割当 ・アカウント3個 （メール受信容量50Mbyte/1アカウント） （WEB 容量100Mbyte/1アカウント） （メールウィルスチェックサービス/1アカウント）
30M（3年約束） ※2	3，000円 （税込3，240円）	下り　30Mbps 上り　1Mbps	
100M（3年約束） ※2	4，500円 （税込4，860円）	下り　100Mbps 上り　5Mbps	
最低利用期間の解約について			
長期契約コースは、品目毎に課金開始月から36ヵ月間の利用約束期間が設定されます。 約束期間内に解約を行う場合は、違約金 10,000 円を一括して支払うものとします。			

■　全てのサービスは、ベストエフォート型でのご提供となっております。表記速度は最高速度であり、保証されるものではありません。

■　ケーブルモデムのレンタル料金を含みます。

■　利用約束期間満了後も長期契約コースの月額利用料金・最大通信速度・標準機能が引き続き適用されます。

※1　本品目は、津放送局、東紀州放送局エリアでのサービス提供となります。

※2　本品目は、津放送局、東紀州放送局、彦根放送局（高島市朽木エリアを除く）、滋賀放送局、近江八幡支局、新宮放送局エリアでのサービス提供となります。

２－２. 同時加入に伴う基本利用料金の割引（月額）

品目	ケーブルプラス 電話の同時加入	割引額
8M	あり	300円 （税込324円）
30M		
30M（3年約束）		
40M		
100M（3年約束）		
160M		

２－３. Ｚ－LANインターネットサービスオプション利用料金

◆オプションサービス利用料金

品目	月額利用料金	単位
Ｚ－LANワープ	無料	―
迷惑メール対策	無料	―
WEB メール	無料	―
追加アカウント	200円（税込216円）	1アカウントにつき（4個目以降）
Ｚ－LAN無線オプションサービス ※1	300円（税込324円）	Z-LAN インターネットサービス 1契約につき

※1　本品目は、彦根放送局の高島市朽木エリア、伊勢放送局エリア、固定 IP 接続の加入者以外へのサービス提供となります。

◆固定 IP 接続利用料金

品目	月額利用料金	内容
ライト	15，000円（税込16，200円）	IP　1個（グローバルアドレス）を固定に割当
スタンダード	28，000円（税込30，240円）	IP　8個（グローバルアドレス）を固定に割当
スペシャル	48，000円（税込51，840円）	IP　16個（グローバルアドレス）を固定に割当
ED（学校専用）	8，000円（税込8，640円）	IP　1個（グローバルアドレス）を固定に割当

■　固定 IP 接続利用料金には、Ｚ－LANインターネットサービス基本料金を含みます。

■　独自ドメインを取得してサーバを構築する場合には、『独自ドメインサービス』の契約が必要となります。

◆独自ドメインサービス利用料金

品目	手数料	内容
JPNIC申請代行手数料	9，800円（税込10，584円）	申請時のみ必要
ドメイン移転手数料	6，000円（税込6，480円）	他社で管理しているドメインを移転する場合
ドメイン管理手数料	6，000円（税込6，480円）	年間1回。更新手数料

■　当社は、社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンターの規定に従い、決められた場所に契約内容の一部を登録し、公開します。

■　ZTV ホスティングサービスをご契約の場合は、実際のドメイン管理元は㈱サイバーウェイブジャパンとなります。

３．ZTV ホスティングサービス基本利用料金

品目	初期費用	月額利用料金	標準機能
Ｚ １	１０，０００円 （税込１０，８００円）	５，０００円 （税込５，４００円）	・メールアカウント　１００個 ・メーリングリスト　３個 ・DISK 容量　２０GB
Ｚ ２	１０，０００円 （税込１０，８００円）	１０，０００円 （税込１０，８００円）	・メールアカウント　２００個 ・メーリングリスト　５個 ・DISK 容量　４０GB
カスタマイズ	８０，０００円～ （税込８６，４００円～）	８５，０００円～ （税込９１，８００円～）	・250GB の HDD を占用

■　ZTV ホスティングサービスは、別途「ZTV ホスティングサービス契約約款」が適用されます。

Ｚ－LAN別表２

１．ケーブルモデム、付属品料金

品　目	料金	内容
ケーブルモデム本体	20，000円（税込21，600円）	弁償代＋設置手数料（5，000円（税込5，400円））
電源コード	1，500円（税込1，620円）	―
スタンド・取扱説明書	1，500円（税込1，620円）	―

２．手続きに関する料金

一時停止	15，000円（税込16，200円）
解約・解除	10，000円（税込10，800円）
名義変更	1，000円（税込1，080円）
品目変更　※1 ※2	3，000円（税込3，240円）

※1　標準コースの品目から長期契約コースの品目への変更および長期契約コース内での品目変更を行う場合は、無料となります。（3M（3年約束）に限り、全品目への変更料金が無料となります。）
長期契約コース内での品目変更は可能となりますが、品目変更後から再度36ヵ月間の利用約束期間が設定されます。（3M（3年約束）に限り、品目変更後は、品目変更前の利用約束期間残月数が引き継がれます。）
長期契約コース加入者が利用約束期間を残した状態で標準コースの品目へ変更することはできません。
※2　Z-LAN 無線オプションサービスの追加、解除を行う場合は、品目変更料金が必要となります。

※別表1・2に表記されている全ての料金は消費税（8%）が含まれています。消費税率の引き上げに応じて金額は変更されます。